特
277
162

0006647000

0006647-000

特２７７－１６２

民政パンフレット

立憲民政党党資部

第４１号

昭和１２

ABF

民政パンフレット

特
277
162

民政パンフレット　第四十一輯　十二月號　定價金十錢

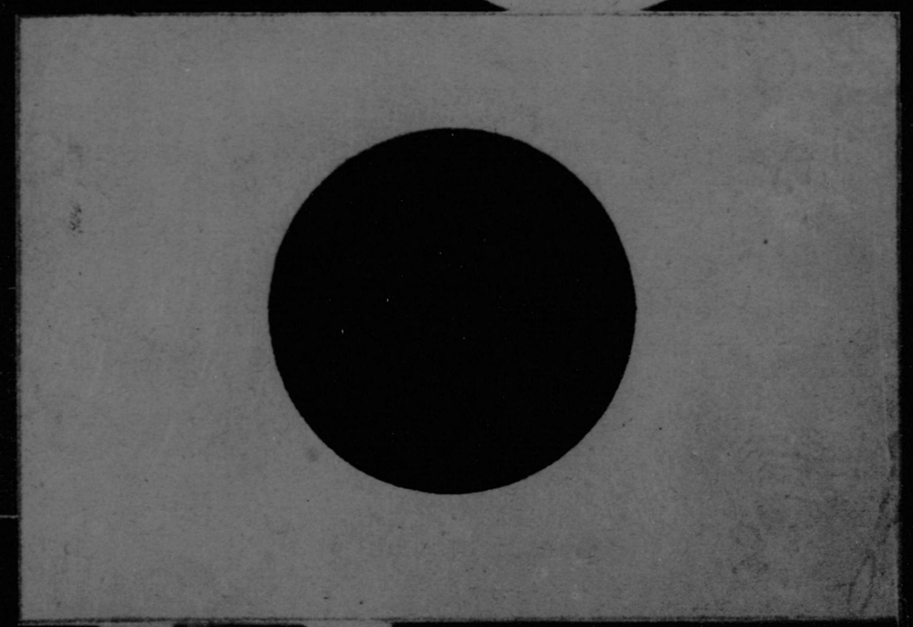

十二月號

特277
162

わが黨の戰時對策成る

═内外の情勢に對應して═
═緊急時勢の調整を期す═

わが民政黨に於いては、屢報の如く戰時の急に應ずる爲め第七十二・臨時議會の終了と共に、爰に『戰時對策委員會』を構成、特設し、焦眉の緊急時務及び皇軍活動に資すべき事項につき、研究立案する事とした。而して委員會の構成は、

委員長　總務　櫻内幸雄

幹事　黨務部長　三好榮次郎、情報部長　中井川浩

委員　中島彌團次、岡崎久次郎、清水留三郎、宇賀　四郎、堀内　良平、宮澤　胤勇、高橋壽太郎、澤田　利吉、增田　義一、添田敬一郎、野村　嘉六、松村　謙三、川崎　克、加藤　鏗一、西村金三郎、川崎末五郎、内藤　正剛、野田文一郎、前田房之助、堤　康次郎、小山　谷藏、原　夫次郎、山道　襄一、矢野庄太郎、松田喜三郎、牧山　耕藏、勝　正憲、池田　秀雄、漢那　憲和、豐田　豐吉、村松　久義、山崎　儀重、櫻井兵五郎、

の諸氏を以て組織し、即ち戰時對策として、**第一**　國民精神昂揚對策、**第二**　戰時外交問題對策、**第三**　戰時財政經濟對策、**第四**　戰時國民生活安定、**第五**　行政機構整備對策、**第六**　占領地方安定對策、**第七**　航空施設强化充實　この七部門に分ち、夫々の小委員會を設置して、具體方策を研究すると共に、豫て政策の調査、檢討に努力しつゝあつた政務調査會が、前號所報の如く、今次の事變に對する國民精神の動向とその認識、應召軍人の家族、遺族に對する救護狀態並に生活狀態、今次の事變關係による當該地方の經濟上の影響とその對策、第七十二議會における戰時立法の運用に關する國民の要望、戰時國民負擔均衡問題と中央、地方を通ずる稅制整理に關する問題、以上を要綱として、資料蒐集のため『戰時對策政務調査移動班』を全國各地に派遣したので、これと聯絡、協力し、着々として進行に努めたのである。委員會は八月二十日の第一回より同月中七回、九月中四回、十月中四回、十一月中四回の開會を重ね、各部門とも檢討、整理を行ひ、十一月十二日に政務調査總會を開き、町田總裁以下各幹部も列席して、即ちわが民政黨の戰時對策を正式に決定、發表し、これを政府に進言して、その實現を期待する事となつた。

民政黨戰時對策案

今次事變の目的は第七十二回帝國議會開院式の勅語に於かせられて中外に宣示し給ひ炳乎として瞭なり、帝國の國是は日滿支三國の提携を具現し、其の共存共榮を計り、更に隣邦との誼を敦くし以て東亞の平和を恒久に確保し人類の福祉に貢獻するにあり、素より四海を光被する御稜威と我忠勇なる皇軍の奮闘とにより必ず帝國所期の目的を達成するは疑を容れずと雖も、事態の急に順應し戰時必須の對策を樹て、國民精神を昂揚し、國際に善

日獨伊防共協定成立の日
（右）フオン・デイルクゼン獨大使　（中）廣田外相
（左）アウリツチ伊大使

その夜の提灯行列

處し生産を確保し、財政經濟を調整し、國民生活の急迫を防ぎ、特に出征軍人の家族、遺族を扶助、後援して銃後の憂なからしめ、以て東亞の大局に處し長期に亙る時艱に堪へ、國運の進展を圖るは刻下の急務なり、本對策は如上の趣旨を以て焦眉緊急の時務及び皇軍活動に資すべき事項に付研究立案せるものなり、若し夫れ今後時局の推移に應ずべき對策綱領に至りては更に調査を進め成案を得べし

第一、國民精神昂揚の對策

今日の時局に當り國民精神を昂揚し擧國心を一にし、國難を打開し東亞の康寧を確保し國威を宣揚し世界の文運に貢獻するは帝國の大使命なり、是の基調の下に國民精神的總動員を爲すを要す

一、日本精神の發揚と社會風潮の刷新

事變の眞意義を國民に徹底せしめ、東洋平和に關する皇謨を翼贊する一大國民運動を進め、日本精神を鼓吹して勤勞報國の信念を發揮し、浮華輕佻を戒め、堅忍持久各自其の職分に精勵し、各階級の摩擦相剋を排除し、社會の風潮を一新して擧國一致、時艱の打開國運の進暢に協力せんことを期す

二、銃後後援の施設強化

出征軍人及び遺家族の扶助、慰安に萬全を期し、勤勞率仕、國保共助の精神を發揮し、出征將士をして寸毫も後顧の憂なからしむ（第四、參照）

三、戰時財政經濟政策に對する國民的協力

（イ）國民は資源を愛護し、消費を合理化し、生産を擴充し、物資の需給を調整し、國際收支の適合に資し以て長期持久に耐ふる備あらしむべし

（ロ）貯蓄心を涵養し公債の募集に協力せしむ

（ハ）國防恤兵獻金を奬勵す

第二、外交對策

外交の消長は戰爭の目的達成に至大の關係を有するは言を俟たず、國際關係の微妙、複雜なる今日に於て將に然りとなす、此の國際外交の機能を極度に發揮し、以て國運の進展に即應せざるべからず

一、對支態度を宣明

我對支行動は支那の抗日侮日の不法行爲に對する自衞權の發動に基き、且つ世界平和を脅威せる赤化排除のため當然の措置なり、故に積極的に我公明なる態度を列國に認識せしむる凡ゆる手段を講ずべし

二、日支提携の條件

將來支那が反省の誠意を示したる場合、之に對應する用意を豫め準備する必要あり、素より此の事件の解決には幾多の條件必要なるは論を俟たず、然れども事外交の機務に關するを以て暫く其の意見を保留するも、左の要點は之を承認せしめざるべからず

（イ）滿洲國を承認せしめ、日滿支三國提携の基礎を確立すること

（ロ）容共の態度を改め防共に徹底的協力せしむること

（ハ）經濟上確乎たる提携の實を擧げ共存共榮の途を講ずること

（ニ）排日、抗日の政策は一切之を放棄せしむること

三、列國との提携協調

防共協定をなせる獨逸伊太利等との提携、協調を强化し、併せて列國との親善に務め、以て國際の情勢に善處すべし

四、第三國の干渉排除

帝國の東亞に於ける特殊の地位と使命とを認めず獨善の盲斷を以て帝國の行動を拘束妨害せんとする如き第三國の干渉に對しては斷乎として一切之を排撃すべし

五、對外宣傳機關の整備

對外宣傳機關を整備し、就中重要なる地點には常設機關を設け能く帝國の態度と事變の眞相を宣明徹底せしめ、支那の流布せる一切の虚僞宣傳を排し、其の誤解を正し、東洋に於ける帝國の特殊地位と其の使命とを世界に承認せしむべし

六、外交機關の刷新

外交陣營を刷新、强化し、廣く錬達有能の士を天下に求め、其の機能を發揮すべし

七、國民外交の徹底

本事變に對する各國の情勢を我國民に知悉せしめ國民の正しき判斷に資し國民外交の實を擧ぐべし

第三、財政經濟對策

戰時に於ける財政、經濟の運營は極めて重大なる問題なり、戰時財政上尨大なる政費、及び軍事費の支辨に支障なからしめ、資源の開發、生産の擴充をなし、貿易及貿易外收支の改善統制により國際收支の均衡を計り、又巨額の軍需品調達と物資需給の變動による我産業界の影響を調和し、財政の基礎を確立し經濟の堅實なる發達を計るは時務の急なるものなり、依つて左記事項に付周到なる方策を樹立實行するを要す

財政對策

一、事件費の財源

支那事件費の財源は主として公債に求むるは止を得ざる所とす但し事變の爲め特に利益を享たるものに對しては之に應じて增稅を計るべし

二、稅制整理及增稅對策

稅制を改正して負擔の均衡を圖ると共に財政の基礎を確立し、經濟界の不安を除くがため適當なる增稅は止むを得ざる所なり、唯だ其の時期に就ては事變の見透を得たる曉若くは經濟界の狀勢增稅に依り衝動を來すの虞なき時期を撰ぶ可きものとす

三、政費の節約及特別會計の繰入

中央、地方、並に各特別會計を通じて不急の支出を節約し、且つ特別會計より一般會計への繰入金增加の方法を講ずべし

四、公債消化對策機立

戰費支辨のため巨額の公債發行に就ては預金部、特殊銀行は素より各經濟團體及全國民を總動員し資金運用の調整に務め經濟界の動搖不安を避け金融の圓滑を期し苟くも經濟界の萎靡沈滯を醸し公債應募力の減退を招かざる樣萬遺憾なきを期すべし

五、資金循環に關する方策

政府の放出したる資金を速かに郵便貯金及銀行に還流せしむる爲め貯蓄の奬勵其他有効適切なる方法を講ずべし

六、物價對策と爲替水準の維持

生産を擴充し國際貨借を改善し、物資及資金の調整を爲し戰時財政の膨脹等より來る惡性『インフレーション』を極力防止し、物價の異常なる騰貴を避け通貨價値安定と爲替水準維持に努め以て經濟界の安定を計る爲官民協力萬全の方策を講ずべし

七、戰時金融機關の整備

日本銀行の機能を擴充し、且つ日本興業銀行等を活用し經濟界の實情に應ずると共に戰時金融特別委員會を設け、日滿北支を一貫する金融對策を確立すべし

八、地方農山漁村の對策

戰時體制に基き、地方農山漁村の經濟に著しき緊迫を生じ、都市と農村との間に經濟的不均衡を生ぜしめざる樣土木事業の施行、地方債の認可、軍需工業其他一般事業の地方分散等に就き、適當なる措置を講ずべし

經濟對策

一、軍需品の充實及重要物資の調整

戰時重要資源に對し速に需給の計畫を確立し軍需産業の擴充及軍需品の調達に付適切なる對策を講じ、軍需物資の供給に對して不足及供給遲滯なきを期すると共に、物資の偏在及過不足を調整すべし

二、航空事業の充實强化

航空事業の劃期的發展を期するが爲め航空機製造能力の擴大、製造技術の向上を圖ると共に航空士養成の機關を充實すべし

三、産業の調整、擡興

一般産業と軍需産業準軍需産業との調整及振興を計り特に時局の影響を蒙りたる産業に付ては其維持發達の方途を講ずべし

四、統制の强化による寒影響の芟除

各種統制の强化は止むを得ざる所なるも民心の萎縮産業の衰退を來さゞる樣十分の考慮を拂ひ、統制の規定に基く許可認可は之を迅速に決定すると共に其公正を期し、以て業者に不安損害を與へざる樣注意すべし

五、物資運輸對策

軍需品及一般物資の輸送に付特に陸、海運輸統制機關を設け其運輸の圓滑迅速を計るべし

六、重要資源の開發

國際收支、爲替維持の爲、特に産金奬勵に對し一層緊切なる方策を樹立すると共に、鐵、石油、銅、ニッケル、アルミニューム、亞鉛、錫、其他重要資源の開發に對しては産金奬勵法に準じ、適當なる施設をなすべし

七、燃料及バルブ政策の確立

燃料及バルブに對する政策を確立し、戰時工業の擴充に資すると共に戰後産業の健全なる發展を期すべし

八、輸入の統制と對策

貿易管理により輸入品の統制强化をなすと共に國民的自覺を促し輸入の制限若くは禁止を爲したる物資に對しては代用品の奬勵及其事業の保護發達を圖り、亦國産愛用を奬勵し適當なる消費の統制を行ひ、需給を調整すべし

九、輸出振興の方策

輸出の振興を圖る爲、新市場及新航路の開拓、輸出補償制度の擴大、貿易に對する各種障害の排除等有らる施設を急速に實施すべし

第四　戰時國民生活對策

戰時に於ける國民の生活を維持し、其脅威、不安を除き、長期の戰爭に堪へしむるは最も緊要なる施設なり

一般施設

一、醫療保健の施設と教育の保障

今日の社會狀勢と戰時の實際事情に即し、少くとも醫療保險の施設と教育の保障を與ふる必要あり

(イ) 國民保險制度の急速實施を圖ると共に地方醫師團體の自治的活動と相俟つて政府は國民醫療の完備に付應急施設の要あり

(ロ) 戰時義務教育の就學率低下を防止し、且出征家族の上級學校に在學せるもの、退學を餘儀なくせらるゝものを防止する方法を講ずべし

二、主要農産物の生産確保

農山漁村の生活を維持向上し負擔其他の主要農産物を靜平長期に亙るも、其生産を確保して減退せしめざるは戰時に於ける最大の要務なり、特に今回は農村壯丁の召集、馬匹の徵發と共に更に戰時工業の爲に多數の勞働者を吸收せらるゝを以て其生産維持には根本對策を要す

(一) 肥料對策

(イ) 硫安其他重要肥料の不足額は成るべく他の肥料に轉換を行はしめ、極力自給肥料の增産を講ずると共に施肥の合理化を行ふべし

(ロ) 硫安其他重要肥料の恒久的增産對策を講ずべし

(二) 農業經營の改革

農業經營の方法を簡化、機械化する等根本的に改革し、當面左の如き施設を行ふべし

(イ) 農業勞力の不足は部落各種團體の協力により之を補ふ方法を講ずること

(ロ) 出征及離村者の土地を一時共同管理耕作に附する制度を樹ること

(ハ) 耕馬の徵發に付農耕の便宜を考慮し遺憾なき措置を講ずると共に耕作に要する農具の普及供給を計ること

(ニ) 努めて工場及都市に吸收せらるゝ農村離村者の調整を計り全國を通じて農村勞力の過、不足を防ぐべし

(國立職業及勞働調節機關設立の項參照)

(ホ) 耕作土地の問題を根本的に解決し、更に耕作の共同化等により農業經營の改革を圖るべし

三、中小商工業對策

戰時統制強化の現段階に於て最も困難なる影響を受くるものは中小商工業なり、之を防止する爲め左記の對策を要す

(イ) 中小商工業團體の結成を助成し、其機能を高度に發揮せしむると共に、新狀勢に適應する指導を與へ、以て經營の合理化を圖るべし

(ロ) 中小商工業の地位確保

戰時貿易統制に依る輸入の制限の物資就中原料の配給に就ては大企業家獨占の弊を改め、中小商工業者に普及の途を講じ其經濟的地位を確保すべし

(ハ) 中小商工業者の金融疎通の爲め商工組合中央金庫の機能を擴充し、又興業銀行及普通銀行等の活動を促す

(ニ) 中小企業主が應召の爲め其事業の持續困難となるが如き場合に對しては、其所屬組合若しくは隣保に於て其經營を維持せしむる等適當の對策を講ずること

(ホ) 產業組合と中小商工業者との關係に就ては此の際根本的省察を加へ無用の摩擦を解消せしむべし

(ヘ) 中小商工業の實狀に即し轉出關係の

戰死者遺族の生活及子弟の教育に關し充分なる方途を講ずること

三、負傷者に對する國家の扶助

國家の爲め名譽の負傷をなせる將士の扶助は極めて重大の問題にして國家は之が爲め特に生業の指導をなし授產所を設け、國家に功勞ある將士の生活に保證を與ふべし

四、扶助法施行令の改正

同施行令第二條『生活扶助の爲め支出する費用は一人一日三十五錢以内とす』とあるを『三十五錢以上五十錢迄とす』に改め且つ一世帶に於て扶助を受くる者二人以上の場合の減額歩合を各地方を通じ均一ならしむべし

五、家族及遺族の援助

應召軍人の家族及び遺族をして其生業を繼續せしめ、又は轉業就職等に對し常に優先的地位を與へ、且つ商工業者にありては金融其他に、農業者にありては耕作地の確保、肥料の購入等に關し便益を與ふる等軍事扶助の完擧を期すべし

六、扶助の均衡

應召軍人の遺家族援護に就ては官吏、會社員商工業者及び農業者等身分職業の相違により甚しき差別なき樣政府は適當の方策を講ずべし

七、軍事援護委員會の設立

應召軍人家族及遺家族扶助に付地方長官監督の下に各市町村に軍事援護委員會を設け各市町村援護事務に參劃せしめ更に府縣及中央に之を統一する委員會を設け全國統制の徹底たらしむべし、委員は各地域に於ける各種團體の代表者を以て組織するものとす

八、扶助法運用の徹底

軍事扶助法第五條『生活すること困難なる者』の意義は現下の實情に適應する樣、廣義に解釋し、之が認定及び扶助の施行並に各扶助方法の運用は市町村内に於ける軍事援護委員會の議を經て地方長官監督の下に市町村長をして之に當らしむべし

第五、行政機構の整備

今日の事態に應じ國政運營に付之に適應する機構の整備を要す

一、文官任用令の根本的改正

現行の文官任用令は人材登用の途を塞窒し其弊少なからず、特に官廳の行政が民間の事業と密接な關係を有する今日に於ては之の人材を阻止する障壁を除去し廣く天下の有爲なる人材を集むるは最も必要にして其目的を達する爲め根本的改正を行ふと共に身分保證令を撤廢し官吏をして之に當らしむ可し

二、各省行政の國民化

各省の行政事務に付、官僚獨善化を防止し、國策運營に付官民協力の實を擧ぐるが爲め各方面の權威者を行政事務に參劃せしむるの途を拓くべし

三、日、滿、北支經濟提携に關する經濟會議設立

日、滿、北支經濟緊密化を目的とする經濟會議を設け、其資源の開發、產業の振興及び其計畫統制に關する根本の方策を樹て、速に共存共榮の途を拓くべし

四、企劃院に參畫する委員會設置

企劃院は國策に對する審議樹立の中樞機關として特に權威ある委員會を設け、才幹ある有識の士を網羅して其衆智を發揚せしめ且國論を反映せしむる方途を講ずべし

◇ ◇ ◇

第六、占據地對策

一、人心の安定と經濟開發

速に占據地の政治機構を確立せしめ、人心を安定し住民の生業を保護し通信、交通の整備を爲し、重要工業農業の計畫及資源開發に着手し、日滿兩國と協力の下に經濟工作を爲し相互福利增進の方策を講つ可し

二、還貿政策の確立

北支に於て速に特殊銀行設立若くは適當なる方法により通貨政策を確立して金融機關を整備し經濟の安定を計るべし

三、貿易關係の調整

占據地と日滿との貿易關係を速かに恢復整調し、其依存の關係を緊密ならしむべし

四、對外貿易の統制と外資利用

占據地に於ける各國既存の權益を尊重し、一定管理の下に其貿易を自由ならしめ、適正なる方法により外資を導入するの機會を與ふべし

◇ ◇ ◇

移動政務調査の
結果を政府に要望

わが黨の政務調査會では『戰時對策政務調査移動班』を設け、全國各地の民意を聽いて、これを政策に加味する目的を以て、曩に全國各地に調査を進めて來たがこの程その重要なるものを纒めて政府に要望する處があつた。

第一、今次事變に對する國民精神の動向と其認識

(1)今次事變の目的に關し、國民の一部に徹底せざるものあり、政府は特に此事實に鑑み、目的の明瞭化に努力すべし

(2)國民精神總動員の講演の中には政府主催のものたると、民間のものたるとを問はず、抽象、且つ區々なるものあり、政府はこの點に關し特に注意すべし

(3)國民精神總動員計畫の實施は府縣により甚しき相違あり。之が連絡統一をはかるべし

(4)消費節約に關し、其宣傳の行過ぎと趣旨の誤解を起さしむる點ある結果、產業の萎縮を招來する憾れあるに付き特に注意すべし

第二、應召軍人遺家族の扶助及生活狀態

(1)軍事扶助の取扱は地域的に觀て不公平なるものあり。努めて之が公正を期すべし

(2)戰歿者の遺族に對しては相當額の一時賜金を即時交附すべし

(3)生業扶助事業は府縣に於て未だ着手せざるもの多し。之が普及徹底に努力すべし

(4)軍事援護に關する事業及之れに從事する諸團體を統制、整理し其强化に努むべし

(5)應召軍人及其遺族にして支拂困難なる者に對し、自作農創設維持資金其他の政府貸付資金の支拂を猶豫すべし

(6)軍事扶助及援護施設は府縣により、甚しき相違あり。努めて公正ならしむべし

(7)戰傷軍人の療養施設に付、遺憾なる點多きものあり。內地病院及療養所に對して、當該地方開業醫を囑托する等其充實完備を期すべし

此際閑散なる溫泉設備を利用し、また赤十字病院の活動を促進するが如き方法を講ずる等、適宜なる處置を採るべし

(8)地方議會議員にして應召の爲、資格を失はざるやう法規の改正につき特に考慮すべし

第三、今次事變關係による當該地方の經濟に及ぼす影響

甲、農漁山村經濟に及ぼす影響

(1)碌安以外の肥料の生產、價格及配給に付ても特に考慮すべし

(2)飼食及飼料不足對策を至急講ずべし

(3)軍馬徵發に關し、地方產業事情に副はざるもの多し。今後充分考慮すべし

馬匹の補充對策及將來の馬匹計畫に對し根本計畫を樹立すべし

(4)馬匹及トラック徵發に依る運送費增加の事實あるに鑑み、特に山村地方に於て林道の開發等の途を講ずべし

(5)漁業用重油の價格騰貴及配給不充分のため、多大の支障あるに付、政府從來の施設の外、例へば共同曳船施設等に對する政府補助の如き適切なる對策を講ずべし

乙、商工業並に工場及鑛山勞働に及ぼす影響

(1)各種經濟統制の實施に際し都市及地方の中小商工業者の立場を十分考慮し徒に大企業偏重の弊に陷らざるやう努むべし

(2)經濟統制の實施は業界の實情に應じ當業者の創意と活動とを抑制せざるやう、且つ官僚的獨善の弊に陷らざるやうにすべし

(3)經濟統制の一方法として割當制度は之を認めざるべからざるも徒に新規企業の興起新規販路の開拓に支障を來さざるやう考慮すべし

(4)輸入制限による原料供給不足のため平和產業の壓迫せらるゝ處あるに鑑み其原料の配給統制又は代用原料の供給制の確立其他の方法により其產業の衰微を來さざるやう注意すべし

(5)棉花綿糸の最高標準價格を定めたる以上は綿布其他綿製品の最高標準價格を定め、以て統制の不徹底より生ずる弊を除くべし

(6)統制不調和のため、代用品業の發達に支障を與ふる事實あるに鑑み、充分實情に付考慮すべし、例へばパルプ價格と綿絲價格の不釣合による影響の如きは特に注意を要すべし

(7)パルプの供給に關する根本國策を樹立すべし

(8)各地に於ける滯貨狀況に鑑み、貨車の充實配給につき特別の考慮を拂ふべし

(9)爲替許可は業者の實狀に鑑み產業上支障を來さざるやう考慮し、且つ其手續きを迅速にすべし

第四、其　他

(1)地方財政補給金の配分に付、實情に副はざるもの多し、將來之が是正を期すべし

(2)軍需工業の偏在を蒙らざる地方、又は特に疲弊甚しき地方等に對し、濫りに萎縮に陷らざるやう、國及地方事業の施行並に地方債及補助金の交付に付充分の考慮を振ふべし

(3)東北振興綜合計畫は同地方の特殊事情に鑑み、初期の計畫を實施すると共に東北振興兩會社の社債發行に關し政府は元利の保證をなすべし

銃後豫算削減に……
わが黨より進言
＝首相以下各閣僚に＝

明年度豫算の編成に關して、戰時情勢の反映から、大藏省の査定が極端なる削減を試みて居るが、わが黨においては既に『戰時對策政務調査移動班』を組織し全國に亘つて精細なる調査を行つて居るのであり、これに基づいて國民生活に重大なる關係を有する內務、農林、商工の各省に亘り、銃後豫算の削減を見ることは、政府の國民に對して高調、要望して居る長期對戰の覺悟に對比して、齟齬から矛盾するものとせざるを得ない。特に軍需工業の好景氣と、農漁山村並に中小商工業者の打擊を考ふる場合に、その跋行情勢を放置するは絕對に不可であるとの見地から、十一月二十四日の幹部會では、此點に關して種々意見が交換されたが、究竟するに政府の高調、要望する、『長期對戰の現實化』に適應する方策として、大藏省の削減方針を是正する必要がある……といふに一致し、即ち首相、藏相並に關係閣僚に對してこれを進言する事とし、

一、農林省關係において耕地事業、林業過養、漁港開發に關する豫算

二、商工省關係において中小商工業者の生活に直接に影響する所ある豫算

三、內務省關係において治水、土木關係及び銃後の扶助並に國民生活に關する豫算

に極端なる削減を加へざるやう、實行委員として勝正憲、川崎克、前田房之助、池田秀雄、松村謙三の五氏を擧げ、即刻實行する事として同夜、賀屋藏相を官邸に訪問し、その考慮を求め、引續き近衞首相以下關係各相を歷訪して善處するやう要望した。

皇軍慰問團派遣
＝各戰線に亘つて……＝

衆議院の皇軍慰問は曩に第一次議員團を派遣してその使命を果したが、現地戰線の情勢に顧み、更に第二次の慰問團を組織し、わが黨より左の諸氏が參加し十二月二日出發した。

第一班(內蒙方面) 團長　菊池良一
高橋壽太郎、木原七郎

第二班(京漢線) 理事　渙那憲和
中井川浩

第三班(津浦線) 理事　岡田喜久治
池本甚四郎

第四班(上海方面) 團長　青木亮貫
田村秀吉　伊藤東一郎

北支調査派遣

わが黨の『戰時對策』中において指示された日、滿、北支の提携による經濟開發に關し、その調査のため左の諸氏を特派し、國策樹立に資する事とし、北支一帶を視察し、通常議會召集前後に歸國する豫定である。

小山谷藏　前田房之助
中島彌團次　宮澤胤勇
加藤鯛一　池田秀雄

非常事變下の大本營

今次の支那事變が日、支兩國の深刻なる關係に見て、單純なる衝突、紛爭のそれでないことは、支那の背後に控へ、これを使嗾、獨揚する國家があり、錯綜した國際關係を見ると、千鈞の危機を一髪に孕ぐともいふべく、極東を中心とする世界戰爭の爆發……とさへ覺悟されたのである。支那が容共抗日を標榜することは強て推測されてもゐたが、兎も角も赤化の潰滅、極東の平和を使命とする以上は、膺懲を斷行せねばならぬ、然しそれでも日本は現地解決策を採つたが、事態は擴大また擴大して、所謂『戰時體制』は明確に推進されてきた。

事態に對處するため、一時は强力內閣が要望され、內閣改造、總辭職さへ考慮した……と、消息通は近衞首相の心事を語つて居る。それが不可能といふので戰時體制下の總動員、國策確立のための企畫院設置、內閣强化のための參議制度創始となつた。事態が玆まで緊迫して來ると、勢ひ大本營設置の論議が生じて、事變の最終的目的を達成するため、その實現を主張するに至るのも當然だ。然るに大本營設置に對しては、宣戰の布告を要するとの說もあり、明治三十六年十二月の勅令による『戰時大本營條例』の解釋も、隨處に交換されてゐた。

宣戰の布告に伴ひ、大本營を設置せらるゝといふ說は、大體に日清、日露の兩戰役に、その前例を尋ねて居る。これに對して陸軍當局の意見は、大本營の設置は、作戰指導機關を强化し、戰爭指導手段を明確にするもので、要するに國內的に解釋される、故に宣戰の布告の如く、必ずしも對外的のものでない、といふ說が有力となり、更に悲觀には、この大本營の設置を目して、內閣强化の變形的手段——所謂軍政府の如き目的、實質を具備するかに誤傳されたが、素より右の如き事のあるべき筈がなく、大本營は飽迄も純然たる統帥機構である。

凡そ『戰時大本營條例』は、明治二十六年五月十九日に公布され、當時の帷幄に參與するのは參謀總長で、海軍方面としては、種々の不便を感じたのである。日淸戰役の際の經驗により、纔て十年を經て、日露關係が急迫するに及び、即ち明治三十六年十二月二十八日、勅令を以て改正され、帷幄の機務に奉仕する幕僚長は、參謀總長及び軍令部長といふことになつたのである。この條例は五個條を以て構成され、天皇の大權下の最高統帥部、此處に幕僚及び各機關の高等部を置く、參謀總長及び軍令部長は幕僚長となる、外に陸海軍幕僚、機關高等部の事。

元來、この『戰時大本營條例』は、その性質からして軍令でなければならぬ。併し明治三十六年には未だ軍令の制度がないので勅令の形式を以て公布されたのであるが、今日の改正によつて、戰時大本營條例が『大本營令』と改稱され、戰時は言ふまでもなく、事變にも適用されることを明確にした。また軍の整備も日淸、日露兩戰役當時とは、全く面目を新たにして居るので、現下の情勢に適應する大本營令に改めたのである。故に今回の大本營は、この新令に基礎を置いて設置される、即ち大本營令は大本營設置の基礎的規範を定めたのである。

今回の大本營令を、從來の五個條に較べると、第一條に新たに『戰時若くは事變に際し』と追加して、大本營を置く事として居る。第二條の『各機關の高等部』等の文句は、既に日露戰爭中にも、有名無實であつた關係からして、今回は『編制及び勤務は別に之れを定む』る事として居る。第三條は、陸、海軍の策應、協同を圖るに就いてであるが、これは軍令部長を『軍令部總長』とした程度である。尙ほ第四條の幕僚、第五條の各機關の高等部の職務についての條文は削除されて、五個條が三個條に整理せられた譯である。

序であるが、日淸戰役の大本營の幕僚長としては、參謀總長陸軍大將有栖川宮熾仁親王が任ぜられ、その薨去後は、小松宮彰仁親王を以て補されて居る。陸軍參謀は中將川上操六、海軍參謀は中將中牟田倉之助である。時の海軍軍令部長は中將樺山資紀であつた。移つて日露戰役の幕僚長は參謀總長大將大山巖軍令部長大將伊東祐亨、大山大將は纔て滿洲軍總司令官として出征に及び、大將山縣有朋が其後を襲うて居る。尙ほ大本營と政府、樞府の關係についても、日淸、日露の兩戰役當時、現在について語りたいが紙面の都合から省略する。

日獨伊防共協定成立

老獪英國の焦慮と善後折衝

× ×

昨年十一月二十五日、防共協定を締結した日本と、獨逸とは、一年を經た今年十一月六日、更に伊太利の參加を得て、玆に三國防共協定を完成するに至つた。正に極東と北歐と、而して南歐とこの三邊を繋ぐ反共產ブロックの完成である。今次の日支事變も、究極は日本の防共政策を基準とする極東安定の大業、それに外ならぬ……と見て差支へないが、この三國防共協定の成立は、極東安定の大業を、更に有意義ならしめ、また强化せしむるものである。凡そ極東不安の原因は何か。その第一はコミンテルンの執拗なる活動である。その第二は支那がコミンテルンの標的となり、赤化に驀進することを躊躇せぬ妄動である。その第三は日本制壓のために、極東における反日傾向を助成するがために、英國を主動力とする歐米諸國が、支那の排日、侮日、抗日を煽動し、これが壞大、强化のために、蒼蠅の擧手をさへ利用した事である。此等の原因が絡み合つて、支那は極東禍亂の培養圃となり、その淸掃工作が支那事變であるが、單にコミンテルンに就いていへば、この三國防共協定は、今や極東と歐洲における工作封鎖の大障壁として、出現した譯である。

日獨伊三國防共協定は、その第一條に於て、締約國は共產インターナショナルの活動に關し、相互に情報を交換し、且つ必要なる對策を講じ、且つ緊密なる協力の下に權限ある國內機關が右對策を實施することを約束して居る。而して第二條には締約國は共產インターナショナルの破壞工作に依りて國內の安寧を脅かさるゝ第三國に對し、本協定の趣旨に依る防衞措置を執り、又は本協定に參加せんことを共同に勸誘すべしとある故に今回の協定を見ると、日本全權堀田駐伊大使、伊太利全權ガレアッオ・チアノ・ディ・コルテレアッオ外相、獨逸全權ヨアヒム・フオン・リッベントロップ駐英大使の署名により、即ち『大日本帝國政府、伊太利國政府及び獨逸國政府は、共產インターナショナルの活動に關し、相互に情報を交換し、且つ必要なる對策を講じ、且つ緊密なる協力の下に權限ある國內機關が右對策を實施することを約束して居る。而して第二條には締約國は共產インターナショナルの破壞工作に依りて國內の安寧を脅かさるゝ第三國に對し、本協定の趣旨に依る防衞措置を執り、又は本協定に參加せんことを共同に勸誘すべし

と

に於いて多少の物議をさへ招いたが、ムッソリーニ首相の謝意は一方でなく、偶かに伊太利の好意を高調せしめたのであつた。次いで國際聯盟が、エチオピア問題について伊太利に對する經濟制裁を決議し、日本の參加を勸誘してきた際に、日本がこれを峻拒したことは、伊太利に非常なる感銘を與へたのである。然るに日本と共に、伊太利に好意を示したのは獨逸である。獨逸と伊太利の間の感情は一起一伏、特に壞地利を繞つて、動もすれば扞格してゐた兩國は、これによつて感情が融和され、次いで西班牙の內亂の擴大により、共產インターナショナルの魔手の伸びるに、兩國の關心は完全に一致した。

故に日本と獨逸との防共協定の交涉に際しては、伊太利を加へた三國間の協定……といふ話もあつたのである然し日本と伊太利との交涉にまで進み得られぬ事情があり、機運の熟せざるが儘に、前掲『第二條』を設定したのであるが、防共協定の成立を見るに及び、俄然、日本と伊太利との交涉、諒解は進展するに至つた。即ち協定成立の直後、十二月一日に伊太利は滿洲國に對し、奉天總領事館の再開を正式手續を以て要求し、事實上において滿洲國を承認する態度を執り、一方、日本はエチオピア公使館を廢止し、總領事館を設置する事とし事實上においても伊太利のエチオピア征服を承認し、これと同時に伊太利は、エチオピアに於ける日本の權益尊重に關して聲明を發した。斯くして越えて本年二月防共協定附屬議定書に規定して居る防共の具體的實行に關する常設委員會が設置せられたのを好機として、羅馬において杉村駐伊大使、ハッセル駐伊獨逸大使、チアノ外相との間には早くも三國協定の內交涉が開かれた。斯くして五月十三日、議會においてチアノ外相が、共產主義防衞の共通的使命を高調するに及び、示唆は劃期となつた——。

×

交涉の進捗して居る最中に、杉村大使は佛蘭西に轉じ七月に堀田大使が羅馬に赴任する際には、特に廣田外相より交涉の促進に關して訓令を受け、信任狀捧呈直後において、ムッソリーニ首相及びチアノ外相と、隔意なき懇談を遂げて居る。玆で問題となつたのは、協定の形式を日本、伊太利の兩國協定とするか、或は日本、獨逸の防共協定に、伊太利を參加せしむるか……といふのであるが、此問題においても、兩國間の問題は

九國會議の經過と結果

―異夢同床の裡に終始す―

日支事變に關して、日本が九國條約、不戰條約に抵觸するものである……と、殊更に妄斷し被告として九國會議に引き摺り出さうといふ計畫に、これに畏怖し、恐縮するに、餘りに日本の決意は堅固であり、態度は強硬である。十月二十六日、英國議會の開院式に臨御された、皇帝の御演說は、前例になく『目下の極東の事態に對しては、予が政府は多大の關心を有つて居るが、予が政府は聯盟國たると否とを問はず、各國と協調して、この事變より發生せる不幸なる事態の緩和を圖る方針を堅持し事態の平靜に歸せんことを希望して居る……』と仰せ出されたが、二十二日に議會に賜はつた勅語にも、略同樣の趣旨が言及せられて居り、重ねての事ではあつたが、日本にとつては、英國の豫期したやうな衝撃を感ずる事が出來なかつた。丁度二十六日、衆議院では、民政、政友、第一、社大、國盟、東方の各派代表が議長官宮に集合し、午前午後に亘つて愼重に協議し、中外に向つて次の如き趣意の聲明を發して居る程である。

聲明　九國條約は今次の支那事變には適用すべからざるものである、且つ該條約は締結當時と今日と、支那の事情が全然相違して居る。從つて九國會議の招請には、斷じて應諾すべきものに非ずと信ずる。抑々今次の事變は、その責任の支那政府にあることは明白なる事實である。政府においても、必ず同樣の趣旨を以て penalty を決定するものと信ずる。故に吾等は暫く該會議の推移を靜觀せんとするが、然れども該會議の內容並に經過の如何によつては、更に吾等は該條約に對して政府を難詰し、重大なる決意を促がさねばならぬ。

◇　◇

翌くる二十七日、首相官邸の臨時閣議において、廣田外相は『今回の九國會議開催の動機が、日本を條約違反と斷定したる聲明の決議に基いて居ることは、誠に遺憾情勢と事實に徵して察知するに難くない。既に聯盟との政治的協力を拒絕したる日本としては、斯かる斷定の下に、被告的立場において出席する理由を見出だされぬ。日支事變が支那側の不法挑發によるものであり、日本としては飽くまで邦人の生命、財產、權益を保護する自衞的措置に出でたものであり、九國條約第七條に基づく討議に付すべき事態に非ずと信ずる』と強調し、閣議は參加拒絕の回答文案を正式に決定し、近衞首相は閣下に伏奏し、來る駐日大使を通じ來る十一月三日に第一回を開く事としたが、日本にとつては此日は聖『明治節に』當る。主催國として白耳義政府は、他意なき旨を辯明して居たのであるが、これに先だつて一日の英國議會で、極東問題並に九國會議に關する討論が行はれ、其際イーデン外相が『極東問題に關して如何なる行動を採るにせよ、米國との協調は絕對に必要である。九國會議の開催を提唱したものは米國である、英國はイニシアチブを執つたのでない』と答辯したので、米國が不平の色を現はし、英國の態度を憚らずとし、直ちに『九國會議開催のイニシアチヴを取つたのは、寧ろ英國であるのに、責任を米國に轉嫁しようとして居る。米國が會議に出席するのは九國條約のために極東問題に局限されるものと信じて居る。然るに英國は之れを好機として、米國を歐洲問題に引ツ張り込まうとして居る』といふやうな場面を演じて居る。

◇

九國會議は三日開會、參加國は十八個國で、その內の十三個國は英、米、佛、伊、支等の條約締結國、五個國は條約加盟國、殘る一個國は非加盟國であるが、重大關係ありとして特に招請された歐洲である。開會の辭は白耳義が政變のため、臨時外相アンリ・スパーク氏が之れを勤め、劈頭、米國代表デヴイス氏、次いでイーデン英外相、デルボス佛外相といふ順序で演說に入つたが、スパーク氏が『列國代表が、本會議を以て、日本の威信と名譽を無視するが如き條件の下に、日本を被告として喚び出す國際裁判所と見做して居る……とは思はない』と挨拶した丈けに、デヴイス氏の演說も抽象的、微溫的であり、努めて日本を刺戟する如き言辭を避け、從つてイーデン外相、デルボス外相も亦た之れに追隨し、日本の參加を實現しようとする意圖を明かにして居る。讓いて伊太利代表のマレスコツチ・アルドロヴアンヂ伯は、敎經、英、米、佛の半圓的平和論を駁撃し出した。曰く——『數千年の傳統を有する日本、支那兩國の重大問題を、歐洲で討議することは出來ない話である。殊にリットン調査團の如き、單に日本を刺戟して、聯盟を脫退せしめたに過ぎなかつたではないか。今次の紛爭は兩當事國の協調によつて、解決せねばならぬものである。日本が參加せざる限り、本會議は永續的平和を確保する事は出來ぬ。極東紛爭には內的及び外的原因がある。併し本會議は紛爭を續いた事實が、如何にして何時それが生じたかを察覺する資格がない。蓋し偶發事件のみを基礎としては、正當な判斷は下されたのである。紛爭の眞の深い、原因について說明し得るのは當事國のみである。從つて伊太利政府は、會議の結果に關しては、如何なる決定を行ふとも、これに拘束さるゝことなく、その最後的態度を留保することを言明する』として、更に『對日制裁の如きは、全然、問題外なることを強調したい。本會議も恐らくは、若干の無責任なる分子が主張する强制手段を執るやうな事はあるまい』と附言し、十割まで日本の主張を支持して居る。これで散會し、更に再開して歐洲代表リトヴイノフ外務人民委員長が演說したが、豫期に反して伊太利の日本支持、英、米兩國の妥協的態度を暗に非難したのみで、抽象的平和論に終始してそれから支那代表顧維鈞駐佛大使が登場したが、既に議場は惰氣滿々、條約の神聖を維持せよと提唱し、日本糺彈の論言を漠々泣訴したが效果なく、主要各國代表の演說が、頗る期待に反した印象のみを殘してその初日を終つたのであつた。

◇

三日の會議では、伊太利代表が端的に日本の立場を支持、主張する一方に、支那代表が英、米兩國側の意向に反し、日本糺彈の誘言を避しうし、支那代表が有利の展開を計り各國の同情を惹くため、一時は會議の議事よりの退席しても好い……と出るであらうと豫想したのに、却つて會議の收拾策に挑戰した格好となつたので、此儘では支那のための一方的會議となり、所期する調停は不可能視されるので、茲に日本に對する再招請を要望するの外なきに至つた。米國代表のデヴイス氏の如き、最も熱心に主張して、英、佛兩國代表と協議を重ねたが、栗栖大使を訪問、打診したクライブ駐日英大使の返答が、日本の態度は强硬……といふに拘らず、打開の途を繼かに發見會議、非公開會議で、和協交涉の斡旋委員會設置を討議、決定し、引續き五日、六日に亘つて、日本に對する回答文の審議を行ひ、此間に伊太利、米國兩代表の間に和協交涉に關して日、支兩國の直接交涉、第三國の介入について、緊張した場面を展開した一幕も演ぜられたが回答文は蘇聯、支那兩國代表の修正提議を却け、專ら伊太利代表の意見を採用して居る。

回答文は、日本政府の發した回答文並に同回答に附隨する聲明を審議し、要するに『參加各國代表は、日本の誤解を糺くことは不可能でないと信ずる、その方法として日本が、少數國代表團との間に、意見交換を行ふため代表を派遣する意思ありや否や、その態度を表明されんことを期待するものであるといふので栗栖大使に手交されたが、會議の主催名義を押し付けられ、會場を貸して居る有難迷惑の白耳義では、四日に議長を勸めて居るスパーク氏に組閣の大命が下るし、設置された委員會の劃込運動、英、米兩國の責任回避、此等の事情のため會議に進捗の模樣もなく、五日にはイーデン外相、デルボス外相、が中途で歸國するし、會議の前途は頗る不景氣の親測に弄そばるゝ始末となつた。然し回答文は兎も角も七日に廣田外相に到達して居るし、會議は九日まで休憩……と決したが、更に十日まで延期。この兩三日の間において、支那における皇軍は上海を完全に制壓する。

獨逸ではナチス・プツチ十四周年記念日に、ヒトラー總統が三國協定謳歌の獅子吼を試みる、會議の招請を拒絕して居るが、ヒトラー總統が日、支紛爭の調停に乘り出すとの說に對し、政府の意向として『極東平和の維持のためには、支那の赤化勢力を驅逐するのが、唯一の條件である、三國防共協定成立の意義に照らして、この日本の最小限度の條件が滿足させられねばならぬ』と表明して居る。一方において英、米、佛、蘇の代表の往來も激しく、防共對抗示威宣言を出すであらうとか、種々の報道が傳はる中に、突如として九日夜、リトヴイノフ代表の歸國が發表された。

リトヴイノフ代表としては、ブラッセルに於ける情勢が蘇聯にとつて有利に展開せぬのを不快としてゐた。大體がこの九國會議では英、佛、蘇、三國代表の裏面工作として、(一)獨逸の植民地要求對策、(二)北阿弗利加の混亂善後策、(三)チエッコ・スロヴアキアの安全保障策、(四)地中海紛糾對策、(五)西班牙內亂と英佛側の不干渉政策の關聯、(六)極東問題——要するに獨逸の不參加を幸機として、歐洲問題を主として懇談、諒解を遂くる筈であつた。然るに會議が開幕されると、その顧客が全く裏切される事となり、然のみならずリトヴイノフ代表としては前述の英、米、佛各代表に對し三國防共協定を讃美とする共同聲明を民主主義擁護の立場から發表する旨を提議したが、各國から情なく拒絕されるし、又たデルボス外相が近くポーランド、チエツコ・スロヴアキア ユーゴー・スラヴイア、ブルガリア等を歷訪するに際しブルネ斯科をも訪問するやう要望したが、デルボス外相はイーデン外相と協議し、最近の國際事情に鑑み、各國を刺戟し蘇聯に利用されることを慮れて拒絕した。此等の不平、不滿に基づき特に英、佛兩國の西班牙、フランコ政權に對する代表派遣……に憤慨して、行李を纏めたものと推測された。

◇　◇

大體が委員會の設置に關しても、リトヴイノフ代表は飽くまでも總會開會繼續說を力說したのである。その肚裡は『蘇聯の擾亂戰術』にあることは言ふまでもないが漸く設置に落著しても、英、米兩代表とも委員長に就任することを首肯せず、斯くして九日の會議は十日に延期され、一方、再招請に關する日本の態度は斷乎として參加を拒絕する方針に決定して居り、十二日の定例閣議において『曩に提示したる回答並に聲明において明示せる見解、方針を變更せしむる理由が無い』との信條に基づき回答文を決定してパッソンピエール駐日白大使に手交し、同日中に白耳義政府に到達した。同日夜に英・佛・米各代表が會合し、會議の對策について協議を重ねたが第一、日本に對して何等かの形式において注意を喚起する事とするか。第二、支那に對し新たに借款に應じ、又は軍備品を補給する等、何等かの形式において對支援助を實現するか。この兩案が俎上に載せられ、特に第二案は米國代表の示唆による……といふので、顧維鈞代表等は歡喜の色が當ならぬものがあつた。然るに超えて十三日の非公開會議の席上、各國代表が演說する段取となり顧維鈞代表が借款設定、軍需品供給を主張すると、アルドロヴアンヂ代表は支那代表の提議の如きは絕對に排擊すべきであると反駁し、これに對してデルボス代表は日支兩國の關係が正常に復歸する希望を述べ、イーデン代表は日・支兩國の直接交涉を否認し、事件の推移を靜觀するとし、デヴイス代表は日本の不參加を遺憾とする、演說が終つてから休憩、再開して日本の回答に對し、デヴイス代表を中心に、英・米・佛三國代表部の起草した宣言案の內容は『第一に現在の日支紛爭は、第三國に重大なる損害を與へ、世界に恐怖と忿懣の情を起さしめ、總利及び利益に影響を及ぼすものである。第二に、日本政府の示唆する如く、日・支兩國は、紛爭の公正且つ永久的解決を期するためには不可能である。……九國條約會議招集を提案した國際聯盟二十三國諸國委員會の決議案を聯盟總會が可決した……當時と、何程の進展も示さない。一時、九國會議の開催に至るまでの經緯を考察し、朝野の一部より、日本を東縛する過去の桎梏として、曾て締結を餘儀なくせしめられた國際聯盟規約並に華盛頓海軍條約、それは日本の發展途上にあるため、これを甘受し難い環境に强ひられたのである。既に國際聯盟を脫退し、海軍條約を破棄する大英斷に出でゝ居る。若し九國會議にして、日本の行動を以て九國條約及び不戰條約の違反と認め、或は日本を侵略者と斷定するが如き行動に出づるならば、宜しく之れを脫退すべきである……との論議が生じた。これが米國に反映し九國條約の改訂について、米國に考慮するの準備があるとさへ示唆的報道が寄せられてきたが、紛爭を中心とする日本、支那に對する理解の有無、推測の正否を別にして、九國會議に對する各國の論調を見ると、幾許かの極東に對する智識ある者は、悉とく會議を輕蔑視して居る。

十月下旬、佛國において『アクション・フランセーズ』紙——九國會議が延期されたのは勿怪の幸ひである。會議參加國は此間に次の諸點を愼重に熟慮すべきであらう。第一に極東の事件は、フアッショ日本がデモクラシー支那を侵略するなどいふ議論で、とても解決の出來ぬことだ。第二に會議が聯盟の決議に基くことは、イーデン外相の言明によるも明確であり、日本が出席せぬのは當然であり、然も日本の出席せぬ會議は無意味千萬である。第三に『フアッショ日本』とか『デモクラシー支那』とか『聯盟決議』だ『九國會議』だとか、馬鹿騷ぎをする者があるので、好い氣になつて支那は增長し事態は益々紛糾する。第四に斯んな馬鹿騷ぎは、爪の垢ほども日本の行動を牽制し得るものでないと……辛辣を極めて居る。素より共產黨機關紙は日本の侵略、日本の陰謀を囃し立てゝ居るが、これは論外の沙汰だ。白耳義の『ナシオン・ベルジュ』紙の如き——白耳義として日支兩國の孰れに味方する者でもないが、問題は孰れの國に秩序ありや、否やに繫つて居る。白耳義の在支權益は、腐敗した政府並に官吏によつて、種々なる侵害を蒙つては居る。支那に於いては警官は凡べて買收され、軍隊は掠奪が勝手次第といふ有樣である。之れに反し日本の勢力下にある滿洲國では、一千萬人の支那人が安全に事業を營んで居る。聞けば和蘭政府は英國から九國會議の開催地たる勸告を受けたが、日本との石油貿易の關係から、これを拒絕したといふ。これは寔に愼重であつた。これに反し、白耳義政府はこの勸說を斷り切れず、然も會議は豫想の如く失敗は明かである。これ以上に白耳義は日本の機嫌を損ねて、肝腎の支那市場を喪はぬやう希望せざるを得ない。といふのである。

九國會議についての日本の立場は、たゞ冷靜に構へて居れば十分である。各國の元首で最初の發言を試みたのは、ルーズヴエルト大統領である。例の市俄古における『演說』であるが、現に英國においても、開院式の勅語さへ前敍のやうであるのに、宣言案が採擇されたといふのに、臨時議會の開會に際して送られた大統領の教書は一言半句も觸るゝ所がなく、九國會議の關係者をして唖然たらしめた、特に英國の如きは『買被り』の失策に愕然たらざるを得まい。蘇聯を引出して、日本を牽制するの方策を案じ、蘇聯が九國條約に加盟して居らぬので、大戰以來極東に發言權を持たぬ獨逸と並べて、殊更に『極東に關係ある』と前置して招請したのである。仕事は首尾よく運んで、蘇聯應諾、獨逸拒絕となつたが、蘇聯としては出てきた以上は、會議の帷幄に參畫し、徹底的に日本の制壓を敢行する決意である。ところが英國としては、英、米、佛、白の四個國で委員會の中心として牛耳を握り、蘇聯を敬遠する目算なので、遂に喧嘩別れのやうな始末となつた。支那が輕蔑せざるを得ないやうな九國會議、蘇聯が無能を憤慨するやうな九國會議、それでも日本を控制しようといふから理窟に合はぬ事になる。

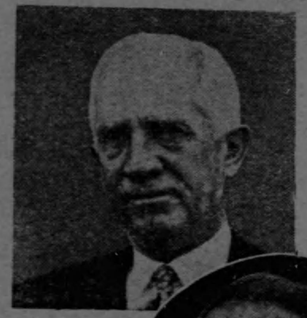

デヴイス氏
（米代表）

リトヴイノフ氏
（ソ聯代表）

マレスコッチ伯
（伊代表）

滿洲國の法權恢復

日、獨、伊三國防共協定の成立により反共產國際陣營の强化は、躍然として國際政局の上に衝撃を與へ、緊張を帶ばしめて居るが、日本の西班牙・フランコ政權を正式承認すると共に、獨、伊兩國もまた滿洲國を正式承認といふ事になつた。十一月五日、新京において調印發表された治外法權撤廢に關する日、滿兩國の新條約を見ても、その承認を躊躇するに足る何等の理由が無い。フランコ政權は左翼政府軍を壓迫し、國土の六割を占領有して居るが、日本の承認はフランコ政權、同時に獨、伊兩國より承認の申入れがあり、これに應じたのである。凡そ日本が治外法權の撤廢を斷行する國家にして、獨、伊兩國が無關心といふ事はない筈である。

十一月九日の白耳義・ブラッセルの、『ナシオン・ベルジュ』紙は『滿洲國』と題して、新京發、シャルー氏の長論文を掲載して居る。その要旨——

予は常に滿洲國に支那人の叛亂が繼續されて居る……と聞いて居るので、眞否を確めるため滿洲國に來てみた。事實は全く相違して、總てが平靜明朗化し、秩序を正しく三千萬の人民が、幸福に各自の事業を營んで居るに驚いた。首都の新京では大幹線道路、大建築物、公園等に現代的都市を發見し、全國に於いて通信設備、警察機能も萬全であり、新產業は著々として興り、廣大なる地域の半ばは耕作に適して居る。滿洲國に關し、日本に種々の非難を放つ者あるが當らず、門戸開放は完全に實行されて居る。——一九〇五年、日本が滿洲の門戸開放のため戰つた際に、日本の代りに露國が勝つたとせば如何、その結果は想像に餘りがある。

と讃歌して居る。

治外法權の撤廢に關して、先づ念頭に浮ぶは支那である。それは二十年來の要望である。一九二五年、華盛頓會議の決議により、北京に開かれた國際會議において、卒先して支那の希望を達成するため、努力したのは實に日本のみであつた。然も列國の躊躇、逡巡によつて阻止されたのは、支那の十分に記憶する所でなければならぬ。當時の輿論としては、馬賊の跳梁する滿洲は兎も角として、支那本部だけは速かに……といふのであつた。支那の法制の不備、國內の不安が、治外法權の撤廢を拒否さるゝ理由であつたが、今や滿洲國と支那本部とは、その地位が全く顚倒した。除外さるべき『滿洲』が國家として、健全なる歩調を進めて居るのである。

衆議院各派共同聲明
＝三國防共協定成立に＝

日、獨、伊の三國防共協定の成立について、衆議院各派は共同の態度を表明するため、調印公表の翌七日、議長官舍に民政、政友、第一、社大、國盟、東方の各會派代表が參集、協議を行ひ、次の如き共同聲明を決定、發表した。右につき小山議長はその決定に基づき、ヒットラー總統並にムッソリーニ首相に對し、協定成立の祝電を發した。

共同聲明

今回、伊國の『日、獨防共協定參加に關する議定書が調印せられ、防共陣營の强化を見るに至つたことは、吾々の等しく欣快とする所である。由來、共產主義は我が國體と絕對に相ひ容れざるものであつて、國家の安寧、社會の秩序、世界の平和を脅かすのみならず國際共產黨の破壞工作の害毒に至つては、實に戰慄すべきものがある。今回の支那事變についても、赤た國際共產黨の露骨なる援助が、支那をして長期抗日を決意せしめ、東洋の平和を攪亂するに至つたことは明白である。此際に當り日、獨防共協定に伊國の參加を見たるは、誠に心强く感ずる次第で、吾々は更に志を同じうする各國が協約に參加し、文明の敵たる共產黨の害毒を防遏して、世界永遠の平和に貢獻せんことを希望する。

昭和十二年十一月二十六日印刷納本
昭和十二年十二月一日發行
『民政パンフレット』第四十一號
毎月一回一日發行
發行編輯兼印刷人 定價金十錢 百々吾郎
東京市芝區新櫻田町二十七番地
發行所 立憲民政黨黨資部
電話銀座(57)二六〇一番 二六〇二番 二六〇三番
振替口座 東京八四〇〇〇

黃浦江の架橋を渡る我部隊

立憲民政黨維持費公募規約

一、黨員て黨維持費を醵出する方を黨維持員と致します。
一、黨外有志て黨維持費を寄附する方を黨贊助員と致します。
一、維持費は一口毎年金壹圓としますが幾口でも結構てす。
一、維持費は一時に數年分併納する事が出來ます。
一、維持費及び贊助員の方々には毎月一回黨資部發行の「民政パンフレット」を無料て送付します。
一、維持費の募集は本部及支部に於て取扱ひます。
一、維持費は本部黨資部振替東京八四、〇〇〇番に御拂込下さる事が最も御便利て、又確實てあります。郵便切手(二錢又は三錢切手)にて御送附下されても差支へなし。
一、支部其他より假領收書を發行致しますが、それは必ず本部の割印がある事を御注意願ひます。
一、御拂込の維持費が黨資部に到着すれば、直ちに本領收書を直接にお送り致し、又「民政パンフレット」を發送致します。それ故若し維持費御拂込の後にも本領收書及雜誌の配布を御受けにならぬ場合には、直に黨資部へ御申出願ひます。
一、維持員、贊助員併せて百名以上ある地方へは御請求に依り、黨資部から出張して講演會を開きます。
一、維持費の收支は必ず毎年度毎に之を「民政パンフレット」に依り報告致します。

東京市芝區新櫻田町二十七番地
立憲民政黨黨資部
振替東京 八四、〇〇〇番

皇軍堂々蘇州入城

フランコ將軍

昭和十二年十一月二十五日印刷納本
昭和十二年十一月二十六日發行
昭和十二年十二月一日再版發行
（第一回一萬部）

戰線パンフレット
第十輯
十二月號
定價金十錢